

手洗いチェッカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象者)

第2条 手洗いチェッカーの貸出し対象者は、前橋市に住所又は事業所等を有し、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の予防のため学習会を行う個人及び団体(以下「利用者」という。)とする。

(貸出台数)

第3条 手洗いチェッカーの貸出し台数は1回につき1台とする。ただし、前橋市保健予防課長(以下「保健予防課長」という。)が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手続き)

第4条 手洗いチェッカーの貸出しを受けようとする利用者は、手洗いチェッカー利用申請書(様式1)により利用日の1週間前までに保健予防課長に申請しなければならない。

2 保健予防課長は申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出しを許可するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、利用日及び利用日の前後各2日間とする。

(目的外利用の禁止等)

第6条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 保健予防課長は、第4条の許可に当たり、次の各号の一つに該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出しを許可しないものとする。

- (1) 保健所の事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき。
- (3) 公序、良俗その他公共の福祉に反するとき。
- (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(利用者の責任)

第8条 利用者は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、利用者の責任において行わな

ければならない。

3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、保健予防課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手洗いチェッカーの返納)

第9条 利用者は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー利用報告書(様式2)とともに返納し、保健予防課長の検査を受けなければならない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健予防課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(様式1)

手洗いチェッカー利用申請書

申請日	年 月 日 ()	
団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	
学習会	開催日	年 月 日 ()
	開催時間	
	開催場所	
	開催予定人数	
	対象者	
	内容	
貸出日	年 月 日 ()	
返却予定日	年 月 日 ()	

(様式2)

手洗いチェッカー利用報告書

団 体 名	
代 表 者 名	
代表者連絡先	
研修会開催日	
手洗いチェッカー利用人数	
感 想	

(様式3)

前 保 予

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

様

前橋市保健所保健予防課長 〇〇 〇〇

手洗いチェッカー貸出通知書

先に申込みのあった手洗いチェッカーの貸出しについて、下表のとおり通知します。

については、所定の日到手洗いチェッカーの引渡しを受けてください。

(保健予防課 電話027-220-5779)

借 用 者	所 在 地	
	名 称 (代 表 者)	
借 用 期 間	年 月 日 () ~ 月 日 ()	
引 渡 場 所	前橋市保健所保健予防課 (前橋市保健所2階)	
借 用 目 的		
借 用 変 更	使用を変更し、又は取り消す場合は、速やかにその旨を前橋市保健所保健予防課へご連絡ください。	
留 意 事 項	裏面の「留意事項」を遵守の上、適切な管理運行の下でご使用ください。	

留 意 事 項

手洗いチェッカーの貸出は、前橋市内の個人及び団体へ無料で貸し出し、市民に感染症予防の普及啓発を図り、もって市民の安全かつ衛生的な生活を保つことを目的としています。事故に十分注意し、次の事項を遵守の上、ご利用ください。

- 1 使用前に手洗いチェッカーの取扱説明書を熟読し、適切な使用の下でご利用ください。
- 2 目的外使用及び第三者への転貸しはできません。
- 3 使用中に事故等が発生した場合又は手洗いチェッカーを破損させた場合は、使用者の責任において、生じた損害を賠償していただきます。
- 4 事故等が発生した場合は、次に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 速やかに状況を報告すること。
 - (2) 遅滞なく、必要とする書類を提出すること。
 - (3) 無断で手洗いチェッカーの修理を行わないこと。

連 絡 先

前橋市保健所保健予防課感染症対策係
電話：代表 027-220-5779(直通)

(様式4)

事故報告書

事故発生日時	
事故発生場所	
手洗いチェッカーの状態	
事故の経過	

上記のとおり、手洗いチェッカー事故報告をします。

年 月 日

(あて先) 前橋市保健保健予防課長

借用団体名：

代表者名：